

# 「神社改正之件」に関する史料の翻刻と解説

皇學館大學助手  
神道研究所所員

新田 均

はじめに

本稿は国立公文書館蔵「公文別録」2A-1-1別166所収「神社改正之件」、及び国立国会図書館憲政資料室蔵「三条家文書」書類の部・六九寺社関係(一)・19「神社改革計算二関スル書類」の翻刻と解説である。「神社改正之件」については明治憲法体制の下で政府が実施しようとした神社行政の基本構想を示すものとして、既に幾人かの研究者によって紹介されている。早くは、国立公文書館蔵「公文類聚」2A-1-1類1022所収のものが、阪本健一編「明治以降神社関係法令史料」(神社本庁刊)に「参考」として掲載され、また中島三千男氏によっても紹介されている(「明治憲法体制」の確立と国家のイデオロギー政策―国家神道体制の確立課程―、「日本史研究」176、一七八頁以下)。しかし、この「公文類聚」所収の史料だけでは「神社改正之件」提出の詳しい理由やその審議過程が明らかではない。

その点を明らかにしてくれているのが本稿において翻刻した「公文別録」所収の「神社改正之件」および「三条家文書」所収の「神社改革計算二関スル書類」である。この史料も既に阪本是丸氏によって部分的に紹介・翻刻がされている(「明治一〇年代の宗教政策と井上毅」、「國學院雜誌」第八十七卷十一号、四〇四頁／葦津珍彦著・阪本是丸註「国家神道とは何だったのか」、神社新報社、一四二頁以下)。また、筆者もかつて拙著の中でその概要を紹介した(「明治憲法制定期の政教関係―井上毅の構想と内務省の政策を中心に―」、井上順孝・阪本是丸編著「日本型政教関係の誕生」、第一書房、一七七頁以下)。それにもかかわらず、研究者の間で「国家神道」について語る場合にはあまり注目されていない。そこで、「公文別録」所収「神社改正之件」の全文と「三条家文書」所収「神社改革計算二関スル書類」の主要部分を翻刻して、この史料ができるだけ多くの人々の目に触れる機会をつくらうというのが本稿の意図である。

## 〈凡例〉

- 一、文書の掲載順序は「公文別録」「三条家文書」の掲載順序に従った。
- 一、各文書を罫線で区切って区別し、記載されている罫紙の種類を示した。「」内の表題は「公文別録」所収文書については翻刻者が付したものであり、「三条家文書」所収文書については目録記載のものである。なお、罫線の上のアルファベット記号は文書を解説する便宜上翻刻者が付したものである。
- 一、正字・異体字は適宜新字に改めた。
- 一、略字・合字は通行の表記に改めた。
- 一、適宜改行を設け、句読点を施した。
- 一、漢数字については見易くするために表記を適宜改めた。

## 〈翻刻〉

## ○「公文別録」

A 内閣野紙「総理大臣上奏書」

可

内務大蔵両大臣上奏神社改正ノ件  
右謹テ裁可ヲ仰ク

明治十九年十一月十九日

内閣総理大臣伯爵伊藤博文

伊藤花押

B 内閣野紙「内閣上奏書」

内甲三三

明治十九年三月二十六日		内閣書記官		之恭		真男		廉		琢	
内閣総理大臣		伊藤花押		内閣書記官長		光		頭			
各省大臣		外務		内務		陸軍		海軍		司法	
		警		大蔵		西郷				農務	
				松方						文部	
				松方						通信	
				山県						榎本	
				西郷							
官国幣社ノ名称ハ旧ノ如クシ十年間ノ補助金ハ十五年間ニ改メラレタシ											

松方 顕義 山県 西郷

内務大蔵両大臣上奏神社改正ノ件

別紙内務大蔵両大臣上奏神社改正ノ大旨ハ、皇太神宮ノ供御ヲ厚クシ、官国幣社ノ名称ヲ廢シ、更ニ官幣大中小社ト称シ、又其経費當繕費ヲ廢シ、更ニ其金額ヲ十ヶ年間補助金トシテ下付シ、又府県社以下ヨリ新ニ官幣社ニ列スルノ制ヲ定ムルノ三件ニ在リトス。右ハ敬神ノ目的ヲ全フシ、永續保存ノ基ヲ立シメ、十ヶ年ノ後ニ至テハ毎年二十万円余ノ金額ヲ減シ得ヘク、一挙兩得ノ方法ナリ。但、社格ヲ變更スルコトヲ止メ、保存金ヲ十五ヶ年間下付セラレ、余ハ奏議ノ通裁可相成哉。

指令案

上奏ノ趣裁可ヲ経タリ。但、別格官幣社国幣社府県社等ノ社格ハ従前ノ通據置、保存金ハ十五ヶ年間下賜スヘシ。

明治十九年十一月二十二日

捺印

C 内務省野紙「大蔵内務両大臣進達書」

秘甲第一五号

別紙神社改正之件上奏書並意見書計算書共進達ス

明治十九年二月二十三日

大蔵大臣伯爵松方正義

内務大臣伯爵山県有朋

大蔵大臣印 内務大臣印

内閣総理大臣伯爵伊藤博文殿

## 神社改正之件

皇大神宮ハ帝室ノ根本国家ノ宗祀、奉仕ノ礼宜ク最鄭重ナル可シ。而シテ官幣社經費管轄費ノ如キハ永久保続シ得可ラサルモノナルヲ以テ、今ニ於テ処分ノ方法ヲ講セサル可ラス。又、府県社以下官幣社タルニ足ルモノハ官費ヲ仰カスシテ班幣ニ預ルノ一法ヲ設ケ、以テ辛未五月中式内社及国史現在ノ諸社期年検査ヲ経テ採録アル可キ趣ノ公布ヲ案ニセサル可ラス。仍テ爰ニ改正ノ議ヲ上ル。其一、皇大神宮ヘノ供進ヲ厚クスルコト。其二、国幣中社ヲ官幣中社ニ、別格官幣社国幣小社ヲ官幣小社ニ収メ、以後別格官幣社国幣社ヲ置カス、官幣社ノ經費管轄費ハ之ヲ停メ、換ルニ向フ十ヶ年間補助金ヲ下賜シテ永続保存ノ基ヲ立シメ（靖国神社ノ經費ハ十二年六月達ノ通ニ付此限ニアラス）、其現任神官ヲ廢シテ更ニ奏判補ノ神職ヲ置キ、地方官（靖国神社ハ陸海軍省）ヲシテ其俸給ヲ定メ、禰宜主典ヲ判任セシムル事。其三、府県社以下官幣社タルヘキ資格ヲ備ヘ社納金ヲ以テ自立スルモノハ、官幣社に加列セシムルコト。右三件、謹テ宸裁ヲ仰ク。

明治十九年二月二十三日

内務大臣伯爵山県有朋

大蔵大臣伯爵松方正義

## C3 内務省野紙「意見書」

## 神社改正意見

歴朝神社崇敬ノ事ハ上代ノ遺風ニシテ国家ト相終始ス可ク、万世變易ス可ラサルコト勿論ナリ。然レトモ既ニ其礼典ヲ定メラル、上ハ、本末ノ輕重ノ秩序ヲ詳ニセサル可ラス。夫レ天照大神ハ本ニシテ重シ、自余ハ末ニシテ輕シ。昔ハ忌部広成平城天皇ニ奏シテ云ク、天照大神惟祖惟宗尊無与ニ自余諸神乃子乃臣孰能敢抗ト。是千古ノ確論ナリ。然ルニ今日神宮ハ官幣大社ノ上ニ位シ、ソノ年額モ六倍ノ多キニ居ルト雖、其年額ヲ両宮始十三ヶ所別宮ニ迄配当スルトキハ、官幣幣社ニ比シ甚タ輕重ノ權衡ヲ失セリ。故ニ神社ニ向テ改正ヲ為サントスルニハ先ツコノ大頭腦ヨリ目的ヲ定メサル可ラス。謹テ神武天皇元年ノ詔ヲ拜見スルニ曰ク、大人立制義必隨時苟有利民何妨聖造ト。今モ亦時宜ヲ斟酌アリテ猛斷アランコトヲ懇請ス。仍テ逐次意見ヲ録スルコト如左。

先ツ皇大神宮供御ノ事、古語拾遺ニ天照大神本与帝同殿故供奉之儀君神一体トアル如ク、上古ハ神物官物分別無カリシカハ、改テ大御神ヘ厚クシ給フト云フモ有ラサリシナリ。崇神天皇ノ御世外ニ遷坐ナシ奉ラレシ以来自ラ君神ノ別ヲ生シ、大神宮ノ供御ハ神郡以下ノ寄進アリテ取賄フ事トナレリ。大神宮司ノ用度ハ今ソノ額ヲ知ルニ由無シト雖トモ、神郡ハアリ、又、神戸御厨御園神田等々種々ノ名称ヲ以テ歴朝ヨリ寄付セラレシモノ漸次増加シテ殆ント四十ヶ国ニ跨リ居タリシ趣ナレハ、ソノ収額ノ尠ナカラサリシコト推シテ知ルヘシ。天平二年詔曰。供給齋宮二年料。自今以後皆用官物。不得依旧充用神戸庸調等物。トアルニ由ルモ、当昔神宮司ノ收納本外宮別宮等祭典費以下ノ需用ニ余裕アリシ故ニ齋宮ノ年料ヲモ支弁セシナルヘシ。サテ右ノ神領ハ中古以来武人ノ為メニ横奪セラレ神宮ハ敗類ヲ極メシヲ、徳川氏ニ至リ高四万二千石余ヲ寄付シ、此收入中ヨリ祭典費等ヲ弁シ、其多分ハ神官ノ給禄ニ宛テタリ。其外臨時ノ費用ハ和歌山津兩藩ニテ負担シタルヲ以テ百需乏シカラサルコトヲ得タリ。

一新ニ至リ飯二米一万石ヲ以テ一歳ノ費用ニ宛テラル、ノ令出テシモ、爾後毎度ノ改革ヲ経テ、現今ハ一万円未満

ノ年額トナレリ。故ニ本外宮及別宮（合十五ヶ所）経費支弁ノ科目ニ行足ラサルニ由テ、人民奉賽ノ社納金ヲ以テ之ヲ補助スルモ、近時コノ社納金モ漸次額ヲ減シ、経済殆立行難キニ迫レリ。抑人民祈禱ノ為メ神饌ヲ供スルソノ神饌料ノ贏余ヲ以テ日供ノ御饌ヲ調進スル等ノコトハ、往時王臣私ノ奉幣ヲ許サレサリシ制度ニ照スモ實ニ痛嘆ニ堪ヘサル所ナリ。

次ニ官国幣社ノ事ヲ述シニ、先ツ今ヲ距ル凡千年前ニハ官社六千余アリシ趣ナルニ、當時之ニ対スル政府ノ供給如何許ナリシカ。今之ヲ知ルニ由ナシト雖モ、仮ニ今ノ官国幣社百余社ニ対スル費額二十余万円ヲ率トシテ六千ニ乗スルトキハ千二百余万円トナル。是ノ如キ巨額ハ今日国庫ノ支得可キニ非レハ往時迎モ同様タル可ク、サレハ官社ニ神地神戸ヲ寄付アリタレハトテソノ為メ国庫ノ収入ヲ減セシハ定テ寡額ナリシコトヲ知ル可シ。神地神戸ノ歴史ニ見エタルハ崇神天皇七年ノ紀ニ定ニ天社国社及神地神戸トアル是ヲ始トス。コノ文ニ定ムトアルハ當時新ニ寄付セラレシナリ。爾後神地神戸ノ混乱セシヲ改定アリシ義カ、今得テ知ル可ラスト雖モ、往時既ニ神領アリシコトハ明カニハ頗優渥ナルモ或社ニハ甚澆薄ナル等ニテ、畢竟コノ寄付造營等ハ制度上ヨリ施行セラレシ義ニ非ス、寧口通常信者ノ寄付ト同視スヘキモノナリ。故ニ只崇敬上ヨリセラレシノミナラス、或ハ畏怖ニ由リ又甚キハ人民ノ欺罔ニ出タル類モ有リシナリ。サテコノ神領ハ漸ク神官私有ノ如クナリ、後ニハ他ニ掠奪セラレタルモアリ。神領ヲ根拠トシテ兵威ヲ振ヒ土地ヲ拓メタルモアリ。又、武家ヨリ新ニ寄付セシモノアリテ、古所謂神地神戸ハ租庸調ノ制ト共ニ變革シテ公武ノ知行ト同様ノモノトナリ、徳川氏ニ至リ朱墨印証文ノ制定リテ社寺ノ采地多ク永世安堵ノモノトナレリ。然レトモ是モ確タル制度アリテ然ルニアラス。通常寄付ノ旧習ニ殊ナラサリシナリ。辛未正月社寺ノ所有地ヲ収メ代ルニ廩米ヲ以テスルノ令出テ、尋テ官国幣社ノ制ヲ立テラレ、府県社以下元神領アリシモノニハ通減祿ヲ給シ、官社ハ元神領ノ多寡有無ニ関セス経費ヲ定メラレテ、是ヨリ官国幣社ハ行政官衙ノ如ク

即今日ノ姿トナレリ。是古今沿革ノ概略ナリ。

サテ又、往時官社中政府ノ供給無キモノハ何ヲ以テ自立セシカト云フニ、凡神社ノ創始多クハ氏人マタハ自余所縁アルモノ、私ニ齋祀セシモノニテ（熱田日前國懸等ノ大社モ元ハ私祭ニ起リタルヲ以テ自余ヲ推測ル可シ）、社殿造營神饌調進以下スヘテノ費用ハソノ人々ニテ負担セシコト今ノ府県鄉村社ニ殊ナラサル故ニ、ソノ官社ニ列セラル、ハ、恒例臨時ノ班幣ニ預ルト、神官ノ挿笏ヲ許サレ、又ハ位階ヲ賜ハル等ヲ以テ満足セシモノ比々皆是ナリ。甚シキハ班幣ヲモ意ニ介セサル程ノコトモアリシト見エテ、嵯峨天皇弘仁八年ノ紀ニ云ク。神祇官言。祈年月次等祭日。諸社祝部等。事須參集祭庭。受幣供神。而比年之間。未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>參會。仍幣帛一百四十二袋。収<sub>レ</sub>諸官庫。無人預付。伏望准<sub>レ</sub>宝龜六年格。頒幣之日。不參祝部。不<sub>レ</sub>論<sub>レ</sub>有位無位。一切還本。許<sub>レ</sub>之。マタ延喜中三善清行の封事中ニ云ク。朝家毎年。於<sub>レ</sub>神祇官。立<sub>レ</sub>祈年月次之祭。其儀。公卿率<sub>レ</sub>弁官及百官。參<sub>レ</sub>神祇官。神祇官每<sub>レ</sub>社。設<sub>レ</sub>幣帛一袋。清酒一瓮。鉄鉢一枝。陳列棚上。左右馬寮。率<sub>レ</sub>列神馬。爰神祇官誦<sub>レ</sub>祭文。畢以<sub>レ</sub>件祭物。頒<sub>レ</sub>諸社祝部。奉<sub>レ</sub>本社。祝部須潔齋捧持。各以<sub>レ</sub>奉進。而皆於<sub>レ</sub>上卿前。則以<sub>レ</sub>幣絹。挿<sub>レ</sub>着懷中。拔<sub>レ</sub>棄銚柄。唯取<sub>レ</sub>其鋒。傾<sub>レ</sub>其瓮酒。一奉飲盡。曾無<sub>レ</sub>一人全持<sub>レ</sub>出神祇官之門者。況其神馬。則市人於<sub>レ</sub>郁芳門外。皆買取而去。云々（皆外齊衛年貞觀十七年寛平五年六年官符可參着）。ソレ弘仁延喜ハ制度礼式ノ備リ且盛ナル時ナリ。敬神上ノコト宜ク嚴肅鄭重ナル可シ。而ルヲ今祝部ノ傲慢是ノ如キモノハ、當時ノ官社ハ多ク祭神ノ氏人又ハ縁故アル人民ノ崇敬上ニ尊載セラレ、且社殿ノ構造以下百事質素ニシテ多額ノ費用ヲ要セス等ノ故ヲ以テ、政府ニ依頼スルノ心甚薄カリシノ致ス所ニ非スヤ。

之ニ反シテ今ノ官社ハ修繕祭典以下神官ノ俸給瑣細ノ調度迄之ヲ官給ニ仰キ、即チ大社ハ凡千五百円、中社ハ凡千円、小社ハ凡七百円ノ年額ヲ定メラレ、臨時營繕ハ別ニ其費ヲ下行ス。故ニ一度官社ニ列セラルレハ最早人民ノ信否如何ヲ恤ルニ及ハス、百ノ需用欠耗アルコトナシ。其一例ヲイヘハ兵庫縣下海神神社ノ如キ元朱印高<sub>二</sub>石ノ社ナリ。

一年ノ収入玄米八斗内外ナリシナル可シ。而シテ現時給スル所ハ殆千円ナリ。此ニ由テ之ヲ思フニ府県社以下競テ官社加列ヲ願出ルモノ復怪ムニ足ラサルナリ。

初年辛未五月官国幣社制定ノ公布中、官社定額ノ外式内社及国史見在ノ諸社期年検査ヲ經テ更ニ官社ニ列スヘシトアリテ、其後昨十八年迄府県社以下ヨリ新ニ官国幣社ニ列セラレタルモノ五十五社。是今日昇格新列ノ願続々百余社ノ多キニ至レル所以。蓋一新ノ際祭政一致ノ国是ヲ立ラレ敬神上過度ノ傾向アリシヨリ事竟ニ爰ニ至レルハ勢ノ当然ニテ、実ハ政府之ヲ誘致セシモノト云ハサルヲ得ス。

抑延喜式神名帳ニ載スル所ハ祈年ノ班幣ニ預ルノ神社ノミニシテ、三千一百三十二坐、社ノ數二千八百六十一所。コレヲ世ニ式内社ト称ス。コノ外国史見在ノ諸社世ニ是レヲ式外官社ト称ス。式外官社ノ數今之ヲ詳ニセスト雖、延喜式奏進後菅原文時ノ書ケルモノニ官帳所載ノ社凡六千余社アリシ趣ヲ記セルニ捩レハ、是モ三千ヶ所内外アリシコト著シ。今日縁起明白ナル式外官社ノ世ニ夥シキハ其筭ノコトナリ。今式内社ノミヲ檢スルニ其所在詳ナラス及異説アルモノ凡五百社。残ル二千三百五十余社ハ現存シテ其中官社ニ列セラレタルハ僅二百余社、自余ハ皆官社ノ撰末社府県郷村社等ナルヲ以テ、若此上繼續興廢ノ趣意ニ基キ彼此不權衡アラサル様調査ヲ為シニハ官社ノ増加殆際限アル可ラス。

次ニ壬申五月湊川神社ヲ別格官幣社ニ列セラレ、翌癸酉八月豊國神社モ同段ノ恩命アリ。二公ノ忠義功烈千歳ニ血食スヘキハ固リ其所ナレトモ、実ハ一新ノ初二公ヲ借テ忠義勇敢ノ氣ヲ振作スルノ具トセラレシコトハ得テ掩フ可ラス。即戊辰四月神祇局へ、同閏月大坂裁判所へノ御沙汰ノ面ニテ明カナリ。サレハ、爾後大勢已ニ定リ人心一二婦シタル上ハ是ノ如キ追祭ノ典ハ二公ニ止メラル可キカ如クナリシニ、端緒一タヒ開ケタルヲ以テ逐次其類ヲ増シ、別格官幣社ノ數十八社ニ及ヘリ。之ヲ現今官国幣社百三十三社ノ内人臣ノ靈ヲ祭レルハ僅ニ五社ナルニ比スルモ已ニ過多ナリト云ハサルヲ得ス。況ハンヤカノ十八社祭神ノ權衡ヲ推ストキハ、国初ノ元勳道臣命大久米命等ヲ始メ歷代忠義

功烈ノ諸臣同シク此恩典ニ漏ル可ラサルヲ以テ、是亦上ニ述ル外官社ノ數ヲ増加スヘキ一因ナリ。

且古ハ祈年等ノ祭ハ神祇官ニテ之ヲナシ、該祭ニ預ル各社ノ祝部參候シテ幣帛ヲ受ケ、持帰テ奉納ス。之ヲ班幣ト称ス。然ルニ道路ノ遠キニ苦シミ不參ノ輩多クナリタルニヨリ、延曆十七年国幣ノ制ヲ創メラレ国司ヲシテ祭儀ヲ修メシム。其儀ハ神祇官ニテ行ハル、二同シト云ヘリ。只皇大神宮へハ特ニ使ヲ立テ奉幣アリ。自余ノ神社ニモ臨時ノ奉幣無キニ非レトモ其例ハ僅ナリ。今ハ官国幣社トモ一ヶ年三度地方官社頭ニ參向シテ之ヲ祭ル。其儀勅使參向内規ニ準スルヲ以テ其例數古典ヨリモ鄭重ナリ。

夫官社ヲ増加シ其礼典ヲ鄭重ニスルハ誠ニ国ノ美事ナリト雖トモ、国库ノ支出ハ驚ク可キノ多額ニ上リ、終ニ世人ヲシテ神社ハ国力ヲ耗スルモノタル歎トノ感想ヲ惹起セシムルニ至ルモ亦未知ル可ラス。是豈敬神ノ本意ナランヤ。

故ニ今日神社ニ向テノ急務ハ先皇大神宮ノ供御ヲ厚クセラルヘシ。此概算三万円。次ニ官国幣社ハ官社ノ名称ヲ停メ、国幣中社ヲ官幣中社ニ、別格官幣社国幣小社ヲ官幣小社ニ収メテ、以後別格官幣社及国幣社ヲ置カス。官幣社ハ祈年祭以下恒例班幣ニ預ルノ外経費營繕費ヲ廢シ(靖国神社ハ明治十二年六月達ノ通)、其神官ハ奏判任ヲ改テ奏判補トシ、判補ハ地方官(靖国神社ハ陸海軍省)ニ専行セシメ、又府県社以下ニシテ官幣社タルニ足ルノ資格アリ祭典營繕以下ノ費用ヲ自弁シ得ルモノハ新規昇格ヲ許スノ法ヲ立テ、孰モ各自人民ノ尊信上ニ独立セシメラル可シ。然レトモ一時ニ官費ヲ止メラレンニハ十ノ八九ハ忽敗滅ニ属ス可キヲ以テ、特裁ヲ仰キ明治十九年度ヨリ向十ヶ年補助金ヲ下付セラレ、ソノ出納ヲ地方官ニ委任シ、下付金ノ凡五分乃至六七分ヲ貯蓄シ十ヶ年間ニ於テ永続保存ノ方法ヲ立シメント欲ス。倍此改正ヲ実施スルニ当テハ意外ナル出来事ノ現出センコトヲ慮ラサル可ラス。亦風雨等ノ災害ニヨリ不得已ノ費途ヲ要ス可キコトヲモ考ヘサル可ラス。是等ノ虞備ノ為若干年間に務省ニ備ヘ置ク可キ年額三万三千八百二十四円。次ニ宮内省祭典費中幣饌料一万二千六百六十六円。此三廉ニ大神宮へ供進ノ三万円ヲ併テ、十七年度神宮始官国幣社ノ為支出ノ総額二十四万四千二百六十六円(十八年四月伊弉諾神社外五社昇格金鑽神社外十六社新列ノ經費ハ除)ニ当ル。即

別紙計算書ノ如シ。此中二十万六千六百八十ケ年ヲ限ルモノトシ、十ケ年ノ後ハ凡金四万四千余ノ寡額ヲ以テ敬神ノ主意ニ遺憾ナキノ良結果ヲ得ルノ目的ナリ。且靖国神社経費七千五百余円ハ陸海軍省ノ定額ニ含蓄スルヲ以テ本論ノ関係スル限ニ非ス。

明治十九年二月

C4 内務省野紙「計算書」

改正仕様概算

一金三〇、〇〇〇円

神宮

右之私

宮内省

金 二、八八七円

幣帛神饌料

金 一六、六九三円

内務省

金 一六、六九三円

経費

金 一〇、四二〇円

内務省

金 一〇、四二〇円

予備

合金三〇、〇〇〇円

官幣社

一金二一〇、四二六円

官幣社

右之私

宮内省

金 六、九二二円

幣帛料

宮内省

金 三、三五四円

幣帛料 但改正後増加スヘキ官幣社班幣ノ為

金 一六六、三三六円

補助金

金 三三、八二四円

非常予備として内務省中積置

合金二一〇、四二六円

二廉合

金二四〇、四二六円

右之内

金 七、二七八円

宮内省幣饌料ヨリ入

金 八四、六九〇円

内務省神社營繕費ヨリ入

金 一四二、九七三円八二銭二厘

大蔵省神社経費ヨリ入

金 三、七四九円一七銭八厘

大蔵省神社費遷宮費ヨリ入

金 一、七三五円

同国幣社例祭幣帛神饌ヨリ入

合金二四〇、四二六円

十七年度予算

官幣社補助金

大社

金一、六七五円 加茂別雷神社  
 金一、六五五円 加茂御祖神社  
 金一、五九五円 男山八幡宮  
 金一、五九五円 松尾神社  
 金一、五九五円 平野神社  
 金一、五九五円 稲荷神社  
 金一、五七九円 大神々社  
 金一、五九二円 大和神社  
 金一、五九四円 石上神宮  
 金一、六七九円 春日神社  
 金一、五九六円 広瀬神社  
 金一、五九四円 龍田神社  
 金一、六七九円 丹生川上神社  
 金一、五八八円 枚岡神社  
 金一、五八七円 大島神社  
 金一、五七九円 住吉神社  
 金一、五七九円 生國魂神社

金一、五六六円 廣田神社  
 金一、五六六円 水川神社  
 金一、五六六円 安房神社  
 金一、五五六円 香取神宮  
 金一、五五六円 鹿島神宮  
 金一、五五六円 三島神社  
 金一、七九六円 熱田神宮  
 金一、六五四円 日吉神社  
 金一、八七五円 日前・國懸両神宮  
 金一、〇八三円 出雲大社  
 金一、七三二円 宇佐神宮  
 金一、五五六円 霧島神宮  
 金一、五五六円 伊弉諾神社  
 金一、五五六円 香椎宮  
 金一、五五六円 宮崎宮  
 金一、〇六三円 八坂神社  
 金一、一一〇円 鹿兒島神宮

金一、〇六四円 白峯宮  
 金一、〇四二円 赤間神宮  
 金一、〇五二円 水無瀬宮  
 金一、〇四二円 鎌倉宮  
 金一、〇四二円 井伊谷宮  
 金一、一七〇円 八代宮  
 金一、〇四八円 梅宮神社  
 金一、〇四二円 貴船神社  
 金一、〇五〇円 大原野神社  
 金一、〇四二円 吉田神社  
 金一、〇四二円 日枝神社  
 金一、〇五九円 北野神社  
 金一、三七二円 月山・出羽湯殿山神社  
 金一、八六〇円 宗像神社  
 金一、〇四二円 金鑽神社  
 金一、〇四二円 建部神社  
 金一、〇四二円 多賀神社  
 金一、〇四二円 竈山神社

金一、〇四二円 篤崎神社  
 金一、〇四二円 敢國神社  
 金一、〇四二円 静岡浅間神社  
 金一、〇四二円 山梨浅間神社  
 金一、〇四二円 寒川神社  
 金一、〇四二円 鶴岡八幡宮  
 金一、〇四二円 玉前神社  
 金一、〇四二円 南宮神社  
 金一、〇四二円 諏訪神社  
 金一、〇四二円 貫前神社  
 金一、一一三円 日光二荒山神社  
 金一、〇四二円 宇都宮二荒山神社  
 金一、三七二円 都々古別神社  
 金一、〇四二円 伊佐須美神社  
 金一、二九九円 志波彦・塩竈神社  
 金一、一一三円 大物忌神社  
 金一、三七三円 若狭彦神社

金一、〇四六円 気比神社  
 金一、〇四二円 気多神社  
 金一、〇四二円 射水神社  
 金一、〇四二円 弥彦神社  
 金一、〇四二円 出雲神社  
 金一、〇八五円 籠神社  
 金一、〇八五円 出石神社  
 金一、〇四二円 宇倍神社  
 金一、〇七八円 熊野神社  
 金一、〇四二円 水若酢神社  
 金一、〇八五円 海神社  
 金一、〇四二円 中山神社  
 金一、〇九六円 安仁神社  
 金一、〇九六円 吉備津神社  
 金一、〇四二円 嚴島神社  
 金一、〇七九円 山口住吉神社  
 金一、〇七九円 熊野坐神社  
 金一、〇九〇円 忌部神社  
 金一、〇九〇円 大麻比古神社

金一、〇四二円 田村神社  
 金一、〇四二円 大山祇神社  
 金一、一一七円 土佐神社  
 金一、〇四二円 高良神社  
 金一、〇四二円 西寒多神社  
 金一、一一四円 田島神社  
 金一、一六八円 阿蘇神社  
 金一、一七五円 長崎住吉神社  
 金一、一七五円 海神々社  
 金一、〇四二円 事比羅神社  
 金一、三七二円 大洗磯前・酒列磯前神社  
 金一、〇四二円 美保神社  
 金一、〇四二円 伊太祈曾神社  
 金一、〇四二円 新田神社  
 小社  
 金七六八円 札幌神社  
 金八七三円 鵜戸神宮  
 金八五三円 太宰府神社

金七九七円	生田神社	金八一四円	梨木神社
金七九七円	長田神社	金八六九円	砥鹿神社
金七九七円	大國魂神社	金八六九円	小國神社
金八〇八円	談山神社	金七九七円	水無神社
金七九七円	護王神社	金七九七円	駒形神社
金七九七円	小御門神社	金八〇二円	岩木山神社
金八六六円	菊池神社	金八七六円	古四王神社
金七九七円	湊川神社	金八七六円	白山比咩神社
金八二五円	名和神社	金七九七円	度津神社
金八一四円	阿部野神社	金九〇二円	大神山神社
金七九八円	藤島神社	金八二五円	日御崎神社
金八〇三円	結城神社	金八四九円	物部神社
金八四九円	豊栄神社	金八〇九円	沼名前神社
金七九七円	建勲神社	金七九七円	玉祖神社
金一、一二二円	豊國神社	金七九七円	英彦山神社
金八六九円	東照宮	金八七三円	都農神社
金七九七円	常磐神社	金七九七円	枚聞神社
金八八三円	照國神社	金一、〇一四円	函館八幡宮
金七九七円	靈山神社	金七九七円	真清田神社

金七九七円  
伊和神社  
総計金一六六、三三六円

十七年度諸費概算

大蔵省	一 九、四二六円二五銭	神宮経費	一 九、四二六円二五銭
宮内省	一 二、八八七円	内務省	一 二、八八七円
内務省	一 八〇五円〇五銭二厘	官内省	一 八〇五円〇五銭二厘
大蔵省	通計金一三、一一八円三〇銭二厘	大蔵省	通計金一三、一一八円三〇銭二厘
大蔵省	一 金 一三三、五四七円五七銭二厘	官内省	一 金 一三三、五四七円五七銭二厘
大蔵省	一 金 三、七四九円一七銭八厘	官内省	一 金 三、七四九円一七銭八厘
大蔵省	一 金 八三、八八四円九四銭八厘	官内省	一 金 八三、八八四円九四銭八厘
大蔵省	一 金 二、三〇六円	官内省	一 金 二、三〇六円
大蔵省	一 金 二、〇八五円	官内省	一 金 二、〇八五円
大蔵省	一 金 一、七三五円	官内省	一 金 一、七三五円
大蔵省	通計金二二七、三〇七円六九銭八厘	官内省	通計金二二七、三〇七円六九銭八厘
大蔵省	二 廉合金二四〇、四二六円	官内省	二 廉合金二四〇、四二六円



内務大藏両省上申神社改正ノ議案ヲ熟読スルニ、其旨趣今ノ時ニ於テ改革ノ目途ヲ立テ、永続保存ノ方法ヲ立テシメ、期年ノ後ハ寡額ノ金匁ヲ以テ敬神ノ主意ニ遺憾無キノ良結果ヲ得ルノ目的タル上ハ、敢テ異議ヲ容ル、無キナリ。唯恐クハ實際ノ事績有名無実ニ帰シテ遂ニ神社ノ存亡不可知ニ至ランコトヲ過慮スルノミ。就テハ改革ノ事ヲ実施アラシニハ、神社ノ中ニ於テ二十二社其他別格ノ故アル杜ハ厚ク地方官ニ委任シ保存維持ノ経画ヲ為サシメ、今般改革ノ主意ヲシテ無功ニ帰セサル様注意有之度候。尤神社ノ盛衰ヲ以テ人民ノ信仰ニ任スル一応当然ノ事ナレトモ、千有余年國家尊崇ノ神社、帝室ニ關シ由縁アル格別ノ杜ハ、人民ノ信不信ニ拘ハラヌ皇室ト与ニ悠久保存有之事至当ト愚考仕候。敢テ数多ノ神社ヲ悉皆保存為ス可キニ在ラス。中ニ就テ選択シ格別ノ故アルニ限り地方庁ノ關係ヲ以テ維持保存ノ実施アランコトヲ熟望スル所ナリ。尤年限ノ儀八十五年ト御定相成度候也。

明治十九年十一月

補助金ノ名義ハ保存金ト相成候方可然事<sup>(5)</sup>

実美

内務省

神社改正之關係書類<sup>(6)</sup>

E 神道大社教野紙「有栖川宮苑千家尊福書簡」

尊福謹テ有栖川宮殿下ニ白ス。仄に聞ク、近日政府令ヲ發シ官國幣社ノ經費ヲ廢シ、更ニ神社保存金ヲ下賜シ、神官ニ委ネテ永続法ヲ立テシメラルト。素ヨリ其說ノ信否知ル能ハスト雖トモ、時勢ノ赴ク所ニ因テ思考スルニ或ハ其說ノ信タルニ近シ。而シテ保存金ハ各社々殿大小広狭ニ因テ永世ニ保存スルニ足ル多額ヲ下賜セラル、事ニ非スシテ、官國幣社大中小ノ杜格ニ因テ其金額ヲ定メラル、トセハ、尊福黙々ニ付スル能ハサル者アリ。是出雲大社保存ノ件ナリ。

抑出雲大社ハ社殿ノ構造全国中ニ比スヘキモノナキノミナラス、撰末社ノ如キモ隨テ広大ニシテ其數太多シ。故ニ年々之カ修繕ヲ加フルモ其費額僅少ナラス。然ルヲ今幸ニシテ明治十四年本社及撰末社ニ至ルマテ當繕ノ功竣ヘタリト雖トモ、自今修繕ヲ要スル者年々生シ来タルハ必然ニシテ多額ノ修繕費ヲ要スヘシ。故ニ予メ蓄積ノ方法ヲ設ケ其宜ヲ得ルモ、年々積メハ隨テ費サ、ルヲ得スシテ、僅少ノ金能ク之ヲ保存シテ永世ニ伝フルニ堪フヘケンヤ。或ハ信者ノ寄付ヲ以テ弁セントスルモ費額ノ多キニ充ル能ハス、終ニ朽壞敗類シテ保存スル能ハサランコトヲ恐ル。是尊福憂慮措ク能ハサル所ナリ。

夫官國幣社其數多シト雖トモ、出雲大社ノ如ク神代建築ニ係ルハ無ク、國家ニ大功アルモ亦大國主神ヲ最首トス。故ニ出雲大社ハ人民ノ信仰ニ因テ建築スル類ニアラスシテ、皇孫降臨ノ際皇祖天神ノ勅ヲ以テ大國主神ノ大功ヲ賞シ諸神ニ令シテ造築セシメラレタル神社ニシテ、實ニ杜格ハ均シク官幣大社ナルモ、神代ノ由緒ハ勿論社殿ノ宏造等他社ト同視スヘカラサルナリ。唯一時広大ノ神殿ヲ建築セラレタルノミナラス之カ保存ノ為メニ神田ヲ供セラレタルハ、

日本紀二又、汝応住天日隅宮者、今当供造、其造宮之制者、柱則高太、板則広厚、即千尋梯繩、結為百八十紐、將佃（下）供田。云々ト記セラレ、又近衛天皇康治二年出雲国ニ下サレタル宣旨ニ、彼社者天下無双之厦、国中大一之靈神也、トアル等ニテ明ナリ。

是大国主神ノ功績ノ広大ナルヲ万世ニ示シタマフモノニシテ、皇祖天神ノ勲功ヲ賞シ徳ヲ重シ玉ヲ所ナリ。然レハ社殿ヲ保存スルハ其神徳万世ニ輝クノミナラス、皇祖天神ノ神慮永ク貫キ、社殿廢頽スレハ神徳ヲ仰視スルノ標のヲ失フノミナラス、皇祖天神ノ御優待ハ何ニ因テ伝フルヲ得ン。皇祖天神ノ広大ナル神殿ヲ築造シ加フルニ神田ヲ供シ玉ヒシ神慮思ハサルヘカラサルナリ。且出雲大社ノ如キ神代ノ築造ニ係リテ最モ古代ノ觀ヲ存スル者ニ於テヲヤ。明治六年澳斯太利亞ノ博覽會ニ際シ社圖ヲ模写シテ出サレタルモ唯社殿ノ広大ナルノ故ノミニアラス、必前又述ルカ如キ神徳ノ由緒且古觀ノ見ルヘキ者タル説明ヲ記シテ縦覽ニ供セラレタルナラン。

然ルヲ、他ノ官幣大社ト均シキ保存金ヲ下賜アラハ、何ヲ以テ皇祖天神ノ御優待ノ廉立ヲ得ンヤ。何ヲ以テ他社ニ比類ナキ広大ナル社殿ヲ保存スルヲ得ンヤ。況ヤ保存金ヲ下賜シテ保存セシメラル、御主意モ立タサルニ至ルニ於テヲヤ。敢テ建議スル所ノ者ハ、出雲大社ハ前陳ノ如ク国家ノ偉勲他ニ秀拔スルノミナラス、皇室守護ノ神ニシテ皇祖天神ノ御優待アル所ナリ。其宮殿ハ実ニ神代ノ遺物ト称スルモ不可ナキモノニシテ、全国無比ノ宏壯ナル物ナレハ、他ノ官幣大社ノ比較ヲ要セス、特別ノ下賜金ヲ以テ永世ノ保存ヲ全フスル事ヲ得サシメ玉ハンコトヲ。尊福祖先天穗日命、皇祖天神ノ勅ヲ受ケ八十余代連綿出雲大社ニ奉仕シ、曩ニ出雲大社ノ宮司ヲ辞シ大社教ノ管長ナリト雖トモ、出雲大社ノ神徳ヲ講明シ且皇室守護ノ神徳ヲ仰クニ至リテハ職ノ如何ヲ問ハスシテ今日ニ及ヘリ。尊福ニシテ之ヲ建言スルニ非サレハ誰カ能ク言フモノアラン。由テ忌諱ヲ憚ラス敢テ建議ス。仰キ願ハクハ特旨ヲ以テ出格ノ御詮議アランコトヲ。恐々惶々頓首々々。

大社教管長

明治十八年六月

有栖川左大臣宮殿下

從三位男爵千家尊福

福尊

F 「山県有朋宛千家尊紀書簡」

熟ラ時勢ノ趣ク所ヲ察スルニ、全国官幣社官費即經費金支給ノ件タルヤ蓋シ早晚御処置可有之。仄カニ伝承スル所ニヨレハ既ニ先般經費金廢止ノ御詮議アリシト云フモ或ハ謬伝ニ非ンカ。是レ時勢ノ趣ク所止ムヲ得サルノ儀ニシテ、別ニ御保護ノ方法ヲ設ケラル、ナルヘシト雖、予メ具陳シテ以テ請願セサルヘカラサル件有之。其件ハ他ニ非ス。出雲大社ノ御保護方即チ是ナリ。

謹テ惟ルニ出雲大社々殿建築ノ基原ハ皇祖天神ノ汝応住天日隅宮者今当供造トノ御神勅ニ依レリ。且皇祖天神ノ御神勅ヲ以テ神領ヲ付シ給ヘリ。是レ即チ皇祖天神ノ大国主神ニ御契約ヲナシ給ヒシ所ニシテ、載セテ神典皇史ニ詳ナリトス。皇祖天神ノ斯ク御契約ヲナシ給ヒシ所以ハ他ナシ。大国主神ノ勲功ト忠誠トヲ嘉賞シ給ヒシニ出テタルヤ明ナリ。然レハ後世人民ノ信仰ニ因リ築造シテ奉祭セシ神社ノ比ニ非レハ、宜ク永遠保存維持セラルヘキモノトス。

夫レ大国主神ハ辛苦国土ヲ經營シテ利用厚生ノ基ヲ開キ給ヒ、而シテ皇祖天神ノ命アルニ及テヤ、此国土ヲ皇孫命ニ奉リ給ヒテ、大義名分ノ犯スヘカラサルヲ天下万世ニ示シ給ヒ、況ヤ広茅ヲ皇孫命ニ奉リ給ヒテ治國ノ要旨ヲ伝ヘ給ヒ、又況ヤ幽冥ニ退隱シ玉ヒテハ永ク皇室ノ守護神ト立玉ヒテ、御子神ヲ始メ八十万神ヲ統率シテ以テ皇祚ノ榮昌ト皇基ノ堅樞トヲ守護シ玉フ等、其功績著明ニシテ、諸神ノ中ニ在テモ国家ニ大功アルハ大国主神ヲ以テ最首トス。是ヲ以テ近衛天皇ハ、彼社者天下無双之大厦國中第一之靈神也トノ宣旨ヲ下シ給ヒ、其他御歴代ニ於テモ厚ク出雲大社ヲ御崇敬アラセラレタル事故拳ニ違アララス。

加之、右社殿構造ノ創始ハ、前述ノ通り遠ク神代ノ昔ニ在リテ全国神社ノ濫觴ナレハ、単ニ古社保存ノ点ヨリ云フ

モ宜ク永遠保存維持セラレサルヘカラス。

抑出雲大社ハ社殿頗ル宏大ニシテ、之レヲ全国中ノ神社ニ求ムルモ復比較スヘキノ神社ナキノミナラス、撰末社ノ数モ凡テ二十有余社ノ多キニ涉リ、殊ニ付属ノ建物モ少カラス。将タ本宮始メ撰末社ノ祭典度数ノ頻繁ナルハ、是レ又蓋シ他社ノ無キ所ナルヘケレハ、僅々タル金額ニテハ實際之ヲ永遠ニ保存スルコトヲ得サルナリ。

依テ官国幣社一般ニ係ル経費金廢止ノ御改革アルモ、出雲大社ニ於テハ前述ノ通り皇祖天神ノ御神勅御契約ノ存スル所ナレハ、特別ノ御詮議ヲ以テ経費金ハ勿論造営費修繕費モ永遠支給セラレンコトヲ懇願ス。既ニ去十四年特旨ヲ以テ権宮司一員ヲ増置セラレタル儀モ、均ク官幣大社ナリト雖他社ニ超出シテ御崇敬アラセラルヘキノ理由アルヲ以テノ故ナラン。果シテ然ラハ、後來官国幣社ニ係ル経費金御改革アラセラル、ニ当リテモ、特別ノ御処置アリテ当然ノ儀ト思考ス。若シ万一ニモ官国幣社大中小ノ社格ニ因テ御処置アランニハ、祭祀ト保存トノ二者ヲ全クスル能ハサルノミナラス、皇祖天神ノ御神勅御契約モ終ニ消滅シ、随テ国体上可恐ノ影響ヲ来スアランモ知ルヘカラス。

仰キ願クハ、前述ノ主意ヲ察セラレテ、出雲大社ハ特別ノ御保護方ヲ設ケラレ、皇祖天神ノ御神勅御契約ノ消滅ニ帰セスシテ、祭祀ト保存トノ二者ノ上ニ欠ル所ナカラシメラレンコトヲ。敢テ廟議ノ在ル所ヲ願ス謹テ請願ス。此段上言仕候也。

明治十八年十月十五日

内務卿伯爵山県有朋殿

出雲大社宮司千家尊紀

紀尊

追テ神領ノ沿革ヲ安スルニ、久安年中古文書ノ消失セシヲ以テ、甚詳ナル事ハ得テ知ルヘカラスト雖、中古神領ハ十二郷七浦ニテ繪旨序宣等所伝現存スルモノ不少。即右神領ニ関スルノ古文書一二ヲ別紙ニ謄写シテ添テ以テ左右ニ

呈ス。

旧記写拔萃

一長寛二年十一月五日杵築十二郷打渡

時村判物

其時之守護美濃国時村の二郎正綱於もんできつき十二郷お直高に打渡処実也

仍渡状如件

長寛二年十一月五日 時村判

一後醍醐天皇御寄付御繪旨

出雲国之富庄氷室庄所被寄付也殊致大社興隆奉祈

朝廷之安全者繪旨如此悉之以状

元弘三年四月十一日 勘解由次官判

杵築大社神主館

一同帝御繪旨

当社事可被止本所号也神領等一円管領可被興行神事者

天氣如此悉之以状

元弘三年十二月十日 宮内卿判

杵築大社国造館

一同帝御寄付御繪旨

肥後国八代庄地頭分内高田郷内者記河内村寄付杵築大社之由被聞食事者  
天氣如以悉之如狀

建武二年五月二十六日 大膳大夫判

伯耆大夫判官館

於出雲大社奉 兵衛佐殿依抽

御祈禱之忠当社領十二郷事任先例可被致其沙汰候

仍執達如件

觀心二年六月七日

桃井左京亮源義卿判

杵築国造殿

奉寄進

出雲国杵築大社

同母里庄東方内田地一町

坪者とよおかより南と

於る中網手西のそい

銀永代子々孫々社家一同寄進申候也

右道用安堵之時最前二打渡可申候仍寄進候処如件

応安二年七月十二日 沙弥道用判

一後小松院御宇院宣

出雲国十二郷之事退違乱之社家一円可被沙汰付本所雜掌由者

院宣如此仍執達如件

至徳元年八月十日

左大弁

忠光

柳原宮雜掌

明徳元年二月五日

後小松院御繪旨

承明門院御遺領出雲国十二郷并浦浜市津大社宮之内田島以下之事任代々相伝之旨御管領不可有相違者

天氣如此仍執達如件

明徳元年二月五日

左兵衛督奉

謹上前兵部權少輔殿

一明徳二年八月三日

後小松院御繪旨

承明門院御遺領出雲国十二郷之事任代々相伝之旨御管領不可有相違者

天氣如此仍執達如件

明徳二年八月三日

左兵衛督奉

謹上前兵部權少輔殿

一京極大膳大夫証文

出雲国杵築大社領十二郷事任代々御判御教書之旨領掌不可有相違之状如件

大安四年五月十五日 大膳大夫判

国造千家殿

御社領十二郷如往古無相違奉寄進者也奉仰武運長久之状如件

永錄五年壬戌十二月四日 大江隆元判

大江元就判

杵築大明神御宝前

G ———— [書簡] ————

官国幣社神官ヲ廢シ更ニ神職ヲ置クノ改正ハ一歩ヲ進メ、其神社ニ之ニ於テ由緒アル者ヲ選択シ世襲神職ヲ被置度、若シ由緒アルモノ跡ヲ減シ或ハ就職ヲ欲セサレハ、新ニ世襲其職ニ就カンコトヲ望ムモノ内ヨリ内務大臣之ヲ人選スベシ

社寺費十年間十六万円、大社凡千五百円、中社千円、小社七百円、管轄費凡八万円、外二万五千円斗大修繕保存費

H ———— 太政官野紙〔第二局意見〕 ————

明治十八年六月十九日

第二局 太政官  
第二局

別紙内務大藏両卿上申神社改正之件、其大要ハ、皇大神宮ノ供御ヲ厚クシ、官社ノ名称ヲ廢シ単ニ官幣大中小社ト稱シ、其經費管轄費ヲ廢シ更ニ二十ヶ年間補助金ヲ下付シ、府県社以下ヨリ新ニ官幣社ニ列スルノ制ヲ定ムルノ三件ニ在リトス。因テ案スルニ、神社ノ儀ハ明治元年神仏混淆ヲ禁止セラレシヨリ、同四年ニ至テ大ニ制度ヲ改革シ、官国幣社府県郷村社等ノ名称ヲ設ケ、其神職ノ世襲ヲ解キ、更ニ人材ヲ選択シテ之ニ補任シ、且神領ヲ収メ代ルニ廩米ヲ以テセリ。尋テ府県社以下ハ通減祿ヲ下付シ、官国幣社ハ元神領ノ多寡ヲ問ハス社格ニ応シ經費管轄費ノ額ヲ定メ、一切国庫ヨリ之ヲ支給スルノ制ヲ立ツ。其後明治十年ニ至リ更ニ神社經費ヲ減省シ、即今日ノ定額大社凡千五百円、中社凡千円、小社凡七百円ト為ス。是レ維新以來神社ニ改正ヲ加ヘシ大略ナリ。

此ノ如キ多少ノ改革ヲ經閱シ、其際世態ノ變遷ニ從ヒ種々ノ事故ヲ生スルカ為メニ、全国ノ神社ヲ通觀スルトキハ、自ラ一盛一衰ノ姿アリト雖モ、官国幣社ニ於テハ、其景状神仏混淆禁止以前ニ比較スルニ、概シテ衰頹ニ赴ク色アルカ如シ。然トモ神祇ヲ崇信スルハ上古以來ノ習慣ニシテ、之カ氏子信徒タルモノ猶ホ其數夥多ナルヲ以テ、其寄付金ヲ収メテ社費ト為シ、官給經費ノ不足ヲ補助スルコトヲ得ルカ為メニ、幸ニ宏社ノ社殿モ修繕シ得ヘク、又境内地ノ勝景モ保存シ得ヘシ。是ニ由テ之ヲ觀レハ、今日官国幣社ハ官民ノ力ヲ相待テ一社ノ經濟初メテ立行クモノト謂ハサルヲ得ス。

然ルニ、今日又官国幣社ニ向ヒ改革ヲ行ヒ、經費管轄費ノ官給ヲ廢止スルトキハ、即數百年以上ノ古制ニ復シ、人民ノ寄付金ヲ以テ專ラ其經濟ヲ営ムヘキモノトナルカ故ニ、縱令十ヶ年間補助金下付之レ有ルモ、其維持保存ノ方法

ヲ計画スルニ、既ニ多少ノ改革ヲ経タル後ニシテ、容易ニ之カ好結果ヲ得ヘキニ非ス。殊ニ目今全国窮困人民飢餓ニ瀕スル折柄ニシテ、一社収入ノ金穀モ自ラ豊饒ナラス。之カ為メ十二八九ハ其方法モ画餅ニ属スルコト有リテ、遂ニハ社費ニ不足ヲ訴ヘ、困難ノ極或ハ前日宏社ノ社殿モ荒廢傾倒シ、满地草萊狐兔ノ巢窟ト為リ、僅ニ境内ノ一隅ニ在テ神祿ヲ安置スルニ止ル一小祠ト交換スル向之レ有ルヤモ亦計ル可ラス。

抑官国幣社ノ内出雲国大社ノ如キハ、其社殿建造ノ起原ハ遠ク神代ノ上ニ在テ、皇祖天神ノ勅ヲ受ケ諸神ノ経営スル所ニ係リ、尤我國大古ノ觀ヲ存スルモノニ有之。其他熱田神宮等ノ如キ伊勢神宮ニ垂クヘキ格別ノ由緒アル神社モ亦尠シトセス。加之、明治初年ニ在テ新ニ祭祀セラレシ豊大閣ノ豊國神社ニ於ケル、楠中將ノ湊川神社ニ於ケル如キハ、番ニ其忠烈功績ヲ褒賞セラレシニ止マラス、兼テ将来全国ノ士氣ヲ鼓勵振作スヘキ具トセラレ、其形跡ハ当日ノ御沙汰書ニ就テ觀ルモ明ナル者アリ。左スレハ我國ノ神社ハ、其性質ハ異ナルモ其姿ハ歐洲ノ紀念像ヲ建設スルト相似タルモノニシテ、上古以来ノ聖主賢臣ノ功德ヲ万世ニ表示スルモノナレハ、其社殿一朝世故ノ為メニ陸統廢頽泯滅ニ属スルコトアラハ、所謂臣民ノ仰視欽慕スヘキ光荣ノ標的一箇ヲ失フモノニシテ、世ノ風教ニ關係スルコト蓋シ淺小ナラサル可シ。

且又大改革ノ発令ヲ觀テ、神職及其他ノ臣民ハ大ニ喫驚シ、或ハ政府ハ建国以来ノ習慣ヲ打破シ廢神ノ目的ニ傾キシ抔トノ妄想ヲ惹起シ、或ハ前日神祇ヲ崇敬スヘキ聖詔ヲ屢下タサレシニ、今日ハ之ニ反シ一社ノ存亡ニ關係スル措置ヲ為シ、朝令暮改モ亦甚シカラスヤ抔ト喋々之ヲ論議シ、暗ニ政府ノ不信ヲ責メ、東奔西走建言ニ歎願ニ從事シ、結尾ニハ無謂事件ヲ醸発スルコト無シト予期シ難シ。果テ此景況アルトセハ、其民心ニ關係スルコト亦瑣細ナラストス。此ノ如キ民心世教ニ關係スル事件ヲ断行シ、万一措置其宜ヲ得スシテ他日再ヒ之ヲ整頓スルニ苦ムコトアル時ハ、其得失果テ如何ニ帰スヘケンヤ。抑官国幣社經費毎年金二十万円許支出スルハ寡額ニ非スト雖モ、今日之カ支給ヲ止メサレハ国家ノ經濟立行キ難シト云場合ニモ非ラサルヘシ。又上申ノ如ク之カ改革ヲ行フモ、到底若干年間補助金ヲ

下付スルモノトセハ、矢張国库ノ支出モ其年限中ハ多分ニ減額スル訳ニモ非ス。畢竟無期限ノ官給ヲ有期限官給ニ換ヘタル迄ニ過キサレハ、国家前途ノ經濟ヲ計画スル上ヨリ之ヲ觀レハ其利益或ハ之レ有ルヘシト雖モ、今日眼前ノ經濟上ニハ格別利益ヲ見スシテ、却テ之カ為メ民心ニ謂レ無キノ感覺ヲ与フルハ、政略上ニ於テ之ヲ論スルトキハ、決テ策ノ得タルモノト謂ヒ難カル可シ。

又上申ノ意見書ヲ讀ムニ、官国幣社一般ノ官給ヲ廢止スルニ當ツテ、独リ靖国神社ハ、其經費七千五百円余、陸軍省ノ經費内ニ包含スルト云ヲ以テ、従前ノ儘之レ据置ケリ。夫ノ靖国神社ノ如キモ、其祭神ハ国難ニ殉スル者ニシテ、湊川神社等ト均ク表忠ノ殊典ヨリ造営シタル者ニ外ナラス。然ラハ造営祭祀ノ年月ニ新旧ノ差別アルモ、他ノ官社ト同一ノ処分ヲ行フヲ以テ至当ノ条理ト為スニ、彼ヲ放擲シ此ヲ擁護スルハ、尤不公平ノ措置タルヲ免レスシテ、世ノ物議ヲ来タスコト亦頻繁ナリト信ス。

以上論述スル所ハ、或ハ憶測ノ言ニ涉ル歟ノ嫌アルヘシト雖モ、維新以降凡百ノ制度ヲ改革スルニ方ツテ、斯クノ如キ思想外ノ結果ヲ現出セシ類例モ亦少ナカラス。殊ニ神社ヲ奉養シ自己ノ幸福ヲ祈禱スル者ハ、毎ニ多ク無学淺智ノ細民ニ在リ。全国中無学淺智ノ細民多数ヲ占ムルカ故ニ、一タヒ其措置ヲ錯ルトキハ、其弊ヤ亦救フヘカラス。就テハ官国幣社ノ經費ノ如キ治政上ニ於テ大害ナキモノハ、今俄ニ之カ改革ヲ行ハス、先ス従前ノ儘被据置候方却テ得策ニ可有之候。且又皇大神宮ノ供御ヲ増加シ、并府県社已下昇格ノ制ヲ立ル等ハ、至当ノ措置ニ可有之候得共、是亦追而何分ノ御詮議ヲ盡セラレ可然ト存候。依テ御指令案ヲ具シ仰高裁候也。

#### 御指令案

上申之趣尤之次第ニ候得共実施之義ハ追而何分ノ詮議ニ可及候事。

#### 上申之趣目今詮議ニ難及候事

参照

元年閏四月神祇局並大坂裁判所へ達

有功ヲ顕シ有罪ヲ罰ス經國ノ大綱、況ヤ國家ニ大勲勞有之候者表シテ顕スコト無之節ハ、何ヲ以テ天下ヲ勸励可被遊歎。豊臣太閤側微ニ起リ一臂ヲ攘テ天下ノ難ヲ定メ、上古列聖ノ御偉業ヲ継述シ奉リ、皇威ヲ海外ニ宣ヘ、數百年ノ後猶彼ヲシテ寒心セシム。其國家ニ大勲勞アル今古ニ超越スル者ト可申。抑、武臣國家ニ功アル皆廟食其勞ニ酬ユ。當時朝廷既ニ神号ヲ追諡セラレ候処、不幸ニシテ天其家ヲ祚セス一朝傾覆シ、源家康繼テ出、子孫相受ケ其宗祠ノ宏壯前古無比、豊太閤ノ大勲ヲ以テ却テ晦没ニ委シ、其鬼胎ノト、餒ントスルニ及候段深歎思食候折柄、今般朝憲復古万機一新ノ際、如此ノ廢典舉サルヘカラス。加之宇内各國雄飛スルノ時ニ当リ、豊太閤其人ノ如キ英智雄略ノ人ヲ被為得度被思召、依之新ニ祠宇ヲ造為シ其大勲偉烈ヲ表顯シ、万世不朽ニ被為垂度被仰出候。烈候及士庶豊太閤ノ恩義ヲ蒙リ候者不少。宜敷共ニ合力シ旧徳ニ可報旨御沙汰候事。

別紙ノ通被仰出候ニ付テハ、大阪城外近傍ニ於テ相応ノ地ヲ選ヒ社壇造営被仰出候。且天下有志ノ者御手伝致度儀申出候ヘハ、御差許ニ相成候間、於裁判所早々程能可取計様被仰出候事。

参照

元年四月神祇局並兵庫裁判所へ達

大政更始ノ折柄、表忠ノ盛典被為行、天下ノ忠臣孝子ヲ勸奨被遊候ニ付テハ、楠贈正三位中將正成、精忠節義其功烈万世ニ輝キ、真ニ千歳ノ一人臣子ノ龜鑑ニ候故、今般神号ヲ追諡シ社壇造営被遊度思食ニ候。依之金千両御寄付被為在候事。

但正行以上一族ノ者等、鞠躬盡力其功勞不少段、追賞被遊合祀可有之旨被仰出候事。

別紙ノ通楠社造営被仰出候。付テハ天下有志ノ者御手伝致度儀申出候ヘハ、御差許ニ相成候間、於其地程能可取計様被仰出候事。

参照

明治元年五月十日布告

大政御一新ノ折柄、賞罰ヲ正シ節義ヲ表シ、天下ノ人心ヲ興起被遊度、既ニ豊太閤楠中將ノ精忠英邁御追賞被仰出候。就テハ癸丑以來唱義盡思天下ニ魁シテ國事ニ斃レ候諸士及草莽有志ノ輩冤枉罹禍者不少。此等ノ所為、親子ノ恩愛ヲ捨テ、世襲ノ祿ヲ離レ、墳墓ノ地ヲ去リ、櫛風沐雨四方ニ潜行シ、専ラ旧幕府ノ失職ヲ憤怒シ、死ヲ以テ哀訴、或ハ搢紳家ヲ鼓舞シ、或ハ諸候ノ門ニ說得シ、出沒頭晦不厭万苦竟ニ拋身命候者、全名義ヲ明ニシ皇運を挽回セントノ至情ヨリ尽力スル処其志実ニ可嘉。尚況ヤ國家ニ大勲勞アル者争ラカ湮滅ニ思フ可シヤト深ク被歎思食候。依之其志操ヲ天下ニ表シ、且忠魂慰度、今般東山ノ佳域ニ祠宇ヲ設ケ右等ノ靈魂ヲ永ク合祀可致旨被仰出候。猶天下衆庶益節義ヲ貴ヒ可致奮勵様御沙汰候事。

○ 当春伏見戰爭以來引統東征各地ノ討伐ニ於テ忠奮戰死候者、日夜山川ヲ跋涉シ、風雨ニ暴露シ、千辛万苦國家ノ為メ終殞命候段、深不便ニ被思食候。最其忠敢義烈実ニ士道ノ標準タルヲ以テ、叡感ノ余、此度東山ニ於テ新一社ヲ御建立、永ク其靈魂ヲ祭祀候様被仰出候。尚向後王事ニ身ヲ殲シ候輩、速ニ合祀可被為在候間、天下一同此旨ヲ奉戴シ益可抽忠節、且戰死ノ者等其藩王ニ於テ厚ク御趣意ヲ可奉体認旨被仰出候事。

明治十八年七月十七日 内閣書記官 之恭 真男 田中

大臣 土方  
内閣書記官長

内務大臣両省運署上申神社改正之事

甲乙両案 甲ハ上申ノ趣聞届実施ノ儀追テ何分ノ達ニ可及旨

乙ハ上申ノ趣聞届夫々へ御達ノ旨御指令案

右回議ニ供ス

参議		
	乙	甲

内務省社寺局取調済

○現今諸費概計

一金 一三、〇九七円六三銭五厘 神宮

一金 二二六、二二〇円三六銭五厘 官国幣社

合計金 二三九、三一八円

但甲金 四、五六七円五〇銭ハ在此中

乙金 二五、九六〇円四八銭三厘ハ在此外

○改正諸費概計

一金 三〇、〇〇〇円 神宮

但現今額ヨリ一六、九〇二円三六銭五厘 増ス

一金 二〇九、三一八円 官国幣社

但現今額ヨリ一六、九〇二円三六銭五厘 減ス

合計金 二二九、三一八円

但甲金 四、五六七円五〇銭ハ在此中

乙金 一五、九六〇円四八銭三厘ハ在此外

○二十社昇格并新列概計

一金 二〇、五二七円九八銭三厘

内

甲金 四、五六七円五〇銭

是ハ昇格以前ヨリ引続キ支出スル高

乙金 一五、九六〇円四八銭三厘

是ハ昇格并新列ニ付全ク国庫ヨリ新ニ支出スルノ增高ニテ改正ノ上ハ減省



神社件

当分預置クヘキ旨大臣公ヨリ命セラル  
 十八年七月二十四日  
 十八年十二月十八日 書記官ヨリ預リ之分モ合シ置

(9)

註

- (1) 明治天皇の裁可印。
- (2) 以下□または○でかこんだ氏名は花押、奈印または署名。
- (3) 欄外付箋。
- (4) 下級書記官の捺印であるが判読できず特定できなかった。
- (5) 欄外書き込み。
- (6) 以下の文書はこの表題の下にまとめられた明治十八年の文書である。
- (7) 本来ならば「汝応住天日隅宮者、今当供造、即于尋椽繩、結為百八十紐。其造宮之制者、柱則高太、板則広厚、將佃供田。」とあるべきところ。
- (8) この部分が削られて、その上に次の□の部分が付箋として張り付けられている。
- (9) 封筒の上に「神社件」と大書され、その横に□の部分が付箋として張り付けられている。なお、「E」以下の「内務

省神社改正之關係書類」の内、どれが七月二十四日に三条から預けられたものであり、どれが十二月十八日に書記官から預けられたものであるかははっきりしない。

○「三条家文書」

K — 太政官罫紙「内務省上申補助金ノ額」 —

内務省上申補助金ノ額

年数	元金 但元金年額ヲ横算シ又ニケ年目ヨリ利子ヲ加算ス	利子 但一ケ年六分ノ割ニシテニケ年目ヨリ累利ノ訳ナリ
元金	一、五五六円	四六円六八銭
初年	七七八円	九六円一六銭一厘
二	一、六〇二円六八銭	一四八円六一銭
三	二、四七六円八四銭一厘	二〇四円二〇銭七厘
四	三、四〇三円四五銭一厘	二六三円一三銭九厘
五	四、三八五円六五銭八厘	

六	五、四二六円七九銭七厘	三二五円六〇銭八厘
七	六、五三〇円四〇銭五厘	三九一円八二銭四厘
八	七、七〇〇円二二銭九厘	四六二円 一銭四厘
九	八、九四〇円二四銭三厘	五三六円四一銭五厘
十	一〇、二五四円六五銭八厘	六一五円二七銭九厘
十一	一一、六四七円九三銭七厘	六九八円八七銭六厘
十二	一二、一二四円八一銭三厘	七八七円四八銭九厘
十三	一四、六九〇円三〇銭二厘	八八一円四一銭八厘
十四	一六、三四九円七二銭	九八〇円九八銭三厘
十五	一八、一〇八円七〇銭三厘	一、〇八六円五二銭二厘
元金	一、〇四一円	
初年	五二〇円五〇銭	三一円二三銭
二	一、〇七二円二三銭	六四円三三銭
三	一、六五七円 六銭四厘	九九円四二銭四厘
四	二、二七六円九八銭八厘	一三六円六一銭九厘
五	二、九三四円一〇銭七厘	一七六円 四銭六厘
六	三、六三〇円六五銭三厘	二二七円八三銭九厘
七	四、三六八円九九銭二厘	二六二円一四銭

八	五、一五一円六二銭二厘	三〇九円 九銭八厘
九	五、九八一円二三銭	三五八円八七銭四厘
十	六、八六〇円六〇銭四厘	四一一円六三銭六厘
十一	七、七九二円七四銭	四六七円五六銭四厘
十二	八、七八〇円八〇銭四厘	五二六円八四銭八厘
十三	九、八二八円一五銭二厘	五八九円六八銭九厘
十四	一〇、九三八円三四銭一厘	六五六円三〇銭
十五	一一、一一五円一四銭一厘	七二六円九〇銭八厘
元金	七九七円	
初年	三九八円五〇銭	二二二円九一銭
二	八二〇円九一銭	四九円二五銭五厘
三	一、二六八円六六銭五厘	七六円二三銭
四	一、七四三円一八銭五厘	一〇四円五九銭七厘
五	二、二四六円三八銭二厘	一三四円七八銭三厘
六	二、七七九円六六銭五厘	一六六円七八銭
七	三、三四四円九四銭五厘	二〇六円九六銭七厘
八	三、九五〇円四一銭二厘	二三七円 二銭五厘
九	四、五八五円九三銭七厘	二七五円一五銭六厘

十	五、二五九円五九銭三厘	三一五円五七銭六厘
十一	五、九七三円六六銭九厘	三五八円四二銭
十二	六、七三〇円五八銭九厘	四〇三円八三銭五厘
十三	七、五三二円九二銭四厘	四五一円九七銭五厘
十四	八、三八三円三九銭九厘	五〇三円 四厘
十五	九、二八四円九〇銭三厘	五五七円九四銭二厘

ト 太政官野紙「管見」

管見

股野

別紙内務大臣上申神社改正ノ大旨ハ、皇大神宮ノ供御ヲ厚クシ、官國幣社ノ名称ヲ廢シ更ニ官幣社大中小社ト称シ、又其經費管轄費ヲ廢シ、更ニ其金額ヲ十ヶ年間補助金トシテ下付シ、又府県社以下ヨリ新ニ官幣社ニ列スルノ制ヲ定ムルノ三件ニ在リトス。

案スルニ神社之儀ハ明治元年神仏混淆ヲ禁止セラレシヨリ、同四年ニ至テ大ニ旧制ヲ改メ、官國幣社府県郷村社等ノ名称ヲ設ケ、神職ノ世襲ヲ解キ、更ニ人選補任シ、神領ヲ収メテ代ルニ慶米ヲ以テセリ。尋テ府県社以下ハ通減祿ヲ下付シ、官國幣社ハ元神領ノ多寡ヲ問ハス社格ニ応シ經費管轄費ノ額ヲ定メ、一切國庫ヨリ之ヲ支給スルノ制ヲ立ツ。其後明治十年ニ至リ更ニ神社經費ヲ減省シ、即チ現今ノ定額大社凡千五百円、中社凡千円、小社凡七百円ト為セリ。是維新以來神社ニ改正ヲ加ヘシ大略ナリ。

右ノ如ク數回ノ改革ヲ經タルト世態ノ變遷トニ由リ、全國ノ神社ヲ通觀スルニ、官國幣社ハ神仏混淆禁止以前ニ比較スルトキハ、概シテ衰頹ニ赴クノ狀勢ナリ。然モ官給アルカ為メニ氏子神徒ノ少キ神社モ猶ホ幸ニ保統スルコトヲ得。然ルニ今又大改革ヲ行ヒ、十年間ハ補助金下賜アルモ、其半額ハ儲蓄金ニシテ之ヲ費用スルコトヲ得ス、殘半額ヲ以テ歲計ヲ支持セシメントス。從來三四社ヲ除クノ外ハ官給金額ヲ以テ猶ホ不足ヲ訴ヘシニ、今其半額ヲ減ス。小宇或ハ敗類ヲ免ル、モ社殿ノ宏壯ナル者豈能ク修繕等ヲ為シ得ベケンヤ。況ヤ十年以後儲蓄金ノ利子ノミニ依頼スルノ時ニ於テヤヤ。

主任官ハ謂フ。補助金固ヨリ以テ一社ヲ支持スルニ足ラス。今此改正ヲ行フ所ノモノハ、神職ヲシテ官給ニ依頼セシメス、奮勉獎勵氏子信徒ノ喜捨ヲ促シ、社入ヲ増殖シ、以テ永世維持保存ノ道ヲ計画セシメントスルニ在リト。然レトモ既往ヲ以テ將來ヲ察スルニ、人民敬神崇社ノ念月益ス澆ク、社入年益ス減スヘキハ炳焉タリ。此狀勢ニ抗シ各社ノ維持ヲ神職ノ責任ニ歸スルモ安ソ能ク廢類ヲ免カル、ヲ得ンヤ。

抑モ神社ヲ崇信スルハ古來ノ習慣ニシテ、出雲熱田兩社ヲ始メ伊勢神宮ニ亞クヘキ社格由緒アル神社モ亦少シトセス。加之明治初年ニ在テ新ニ祭祀セラレシ豊國神社湊川神社ノ如キハ、舊ニ其忠烈功績ヲ褒賞セラレシノミナラス、兼テ全國ノ民心ヲ鼓舞振作スルノ具トセラレタルハ当日ノ御沙汰書ニ就テ觀ルモ明ナリ。要スルニ我國ノ神社ハ、其性質ハ異ルモ其姿ハ欧州ノ紀念像ト相似タルモノニシテ、上古以來聖主賢臣ノ功德ヲ永遠ニ表示スルモノトス。然ルヲ今般改革ノ為メ、其社殿陸統廢類ニ屬スルコトアラハ、古來ノ習慣ヲ敗リ、民心ヲ獎勵スルノ道ヲ欠キ、風教ニ關係スルトコ蓋シ淺少ナラザル可シ。

或ハ曰ク、方今ノ制度ニ因循シテ改正セザルモ各神社ヲ永遠ニ保存スルニ足レリトセス。且國會開設ニ至リ忽チ官給ヲ廢スルノ議定アルモ亦知ルヘカラス。宜ク今ニ及ンテ之カ謀ヲ為シ、十年間ノミニテモ補助金ヲ支給シ得ルノ方法ヲ確定シ置クヘシト。此レ深慮ニ似タリト雖トモ、國會ニ於テモ十數年支給シ來タル慣例ニ戻リ、僅カニ二十萬円余ノ金額ニ對シ、直ニ之ヲ廢スルカ如キ急激ノ議定ヲ為サ、ルヘシ。假令之ヲ廢セントスルモ、必ス數年後ヲ期シ

処分シ得ヘキノ方法ヲ求ムルコト、今般上申書ト大同小異ナルヘシ。果シテ然ラハ、政府ニ於テ之レヲ裁可決行スルモ、所謂世論ノ帰スル所ニ從ヒタルモノニシテ不得巳ノ処置ト謂フヘシ。若シ今日政府ノ専裁独決ニ出ルトキハ、人民ニ於テ妄想ヲ惹起シ、政府ハ嚮ニ屢シハ神祇ヲ崇敬スヘキ聖詔アルヲモ顧ミス、已ニ外教ヲ默許シ、今又建國以來ノ習慣ヲ打破シ、魔神ノ目的ニ傾向シタルト為シ、四方頑冥ノ徒喋々巷議シ、東奔西走請願ニ建白ニ不平ヲ訴フルニ至ラン。是決シテ政略ノ得タルモノニアラス。且一般神社官給ヲ廢スルニ當リ、独リ靖國神社ノミ依然七千五百円ヲ給セントスルハ、縦令ヒ新旧ノ別アルモ、齊シク表忠ノ殊典ニ出タル湊川神社等ニ對シ、其權衡ヲ得タルモノト謂フヘカラス。

或ハ又曰ク。長曆以還維新マテ朝廷ニ於テ特別崇奉ノ二十二社ニ、熱田氷川香取鹿島出雲日枝ノ六社ヲ加ヘ、之ヲ宮内省ノ管理ニ歸シ、永遠奉祀ノ道ヲ立テ、他ハ内務省ノ処分ニ任セント。是亦然ラス。右二十二社中其神体ノ判明セザルモノアリ。且今日ニ在テ古昔特別崇奉社ト定メラレタル理由モ亦判明ナラス。然ルヲ、特ニ古來ノ慣例ニ因習シ、加フル六社ヲ以テセントスルハ、杜撰ノ意見ト謂フヘシ。抑モ、神社ノ各所ニ散在スルモノハ、多クハ其土民ノ奉祀スル所ニ係リ、朝廷ノ建設ニ係ルモノ少シ。而シテ其祭神皇統ニ関スルモノ亦太タ多カラス。然ルニ今之ヲ甄別シ、宮内省ト内務省ト管理ノ区分ヲ為サントスルトキハ、再ヒ其神体ヲ審査セザルヲ得ス。之ヲ審査スルモ終ニ判明シ難キモノアルコト前日ノ如クナルヘシ。安ソ能ク彼此区分恰當ノ処分ヲ為スヲ得ンヤ。

琢ノ管見ヲ以テスルニ、今般上申ノ如キ方法ヲ施行スルモ、神社ハ到底衰頹ヲ免カレザルヘシ。假令ヒ之ヲ予防シ得ヘシトスルモ、方今遂ニ大改正ヲ決行シ、官制改革ノ初メニ於テ人民ヲシテ魔神ノ妄想ヲ惹起セシムルハ太タ不可ナリ。夫レ忠臣名將ノ大勲偉績ヲ永遠ニ表彰スルニハ、必スシモ檜廣葺ノ社殿ヲ要セザルニヨリ、漸次紀念像ヲ建ルモアルヘシ。或ハ紀功碑ヲ設ルモアルヘシ。又土民ノ崇信ニヨリ分神遷座シタルモノ、及ヒ皇家ニ関スル祭神ニシテ廢絶ニ歸スヘカラザルモノハ、復座合祀スヘキモノアルヘシ。須ラク世潮ノ傾向ニ隨ヒ他年適宜ノ処分ヲ為スヘキナ

\*以下に二十二社の起源が続くが略す。

### M——宮内省野紙「神社改正建白案」—— 十九年<sup>(1)</sup>

凡ソ事ノ陳述ヲ去リ新規ニ隨フヘキ者、業已ニ其緒ニ就ケリ。尋テ古ニ依リ旧ヲ保ツヘキノ条目ヲ議セサレバ、新旧混同却テ將來施政上ノ障礙ナキ能ハス。伏惟ルニ神祇之事皇家ト其永久ヲ同クセサルヘカラスト雖モ、維新以來延喜ノ古式ニ準拠スルト學者徵古ノ議論トニ因リテ、神社教漸ク加ハリ、復タ中古以降ノ簡ナルニ似ス。今ニシテ其区分ヲ為シ其処置ヲ改メサレバ、宜ク保存スヘキ者モ廢滅シ、釐革スヘキ者モ格別ニ賞録セラレテ、ソノ処分ヲ断行スル能ハス。抑、神祇ノ親疎輕重ヲ区分スル頗ル難シト雖モ、其踏易キ者ニ因テ之ヲ記列スル左ノ如シ。

伊勢 石清水 賀茂 松尾 平野 稻荷 春日 大原 大神 石上 大和 広瀬 龍田 住吉 日吉 梅宮 吉田  
広田 祇園 北野 丹生 木船

右二十二社ハ後朱雀院天皇長曆三年以後明治維新ニ至ル迄變更ナク御尊崇ノ神社ナリ。

鹿島 香取 氷川

右ハ現時四方拜始メ御日拜ニ典カル神社ナリ。

日吉

右ハ新ニ官社ニ列セラル、者ト雖モ、宮城地鎮護ノ神ニシテ平安城ノ賀茂松尾等ニ准スヘキノ神社ナリ。

以上合セテ二十六社。之ヲ今後皇室直奉幣トシ、其保存管理ヲ宮内省ニ屬セラル、時ハ、先規ニ違ハス永久其尊崇

ヲ全フスルコトヲ得。而シテ自余官幣大中小社及ヒ別格社國幣中小社合計百三十社ハ、従前ノ如ク内務省ノ所管ニ属スルヲ以テ、其改正処置モ為シ易ク、彼此各其方法簡易ノ実ニ就クコトヲ得ヘシ。其經費ノ分割所管順序ニ至テハ省務ニ属スルヲ以テ別ニ贅セス。茲ニ鄙見ヲ啓キ謹テ聖裁ヲ仰ク。

明――

内大臣――

\*以下に式部職野紙に記された二十二社の起源が続くが略す。

註

(一) 欄外書き込み。

各文書の関連及び審議経過

「神社改正之件」は先ず明治十八年六月頃に内務卿山県有朋・大藏卿松方正義によって上申されたものと思われる。その文書そのものは本史料の中に存在しないが、同年六月十九日付「第二局意見」〔H〕によれば、「其大要ハ、皇大神宮ノ供御ヲ厚クシ、官社ノ名称ヲ廢シ単ニ官幣大中小社ト稱シ、其經費管轄費ヲ廢シ、更に十ヶ年間補助金を下付シ、府県社以下ヨリ新ニ官幣社ニ列スルノ制ヲ定ムルノ三件ニ在リトス。」であったというから、明治十九年二月二十三日に再び提出された「上奏書」〔C2〕・「意見書」〔C3〕・「計算書」〔C4〕と同一内容のものであったと思われる。

この内務大藏両卿の改革案に対して太政官第二局が異議を唱えた〔H〕。この「第二局意見」を起草したのは太政官大書記官股野琢であったと思われる〔管見〕〔I〕参照。なお、股野は十八年十二月二十四日に内閣書記官に転任し、更に十九年四月二十七日に法制局参事官に転任している。

ところで、内務大藏両省が神社制度の抜本的な改革を考えていることは早くから外部に漏れていた。この改革の企てを知った神道大社教管長千家尊福は左大臣有栖川宮に書簡を送り、出雲大社に対して特別な配慮をすることを要請した〔E〕。この書簡の説くところは「第二局意見」〔H〕に幾分反映されている。また、尊福の弟で出雲大社宮司千家尊紀も十月十五日付けで内務大臣山県に書簡を送っている〔F〕。

同年七月十七日、内閣書記官は「第二局意見」を「甲案」、内務大藏両卿上奏案を「乙案」とし、これに内務省社寺局が調査した「現今諸費概計」「改正諸費概計」を付して回議に供した〔I〕。この両案に対する議論が余程紛糾したためか、「内閣上奏案」〔I〕には各大臣参議の捺印が全くない。

その結果、七月二十四日、三条太政大臣が実施の見合わせを指示し〔J〕、「神社改正之件」は一旦「上申之趣目今詮議ニ難及候事」〔H〕の付箋部分と指令された。

ところが、十二月二十二日、太政官制が廃止されて内閣制度への移行が断行された。それにもなつて、三条が内大臣となつて閣外に去り、伊藤博文が総理大臣に就任した。こうした状況の変化に対応して、十九年二月二十三日、内務大藏両大臣は再び「神社改正之件」を伊藤に進達した〔C1〕〔C2〕〔C3〕〔C4〕。

この上奏案は三月二十六日に閣議に諮られた〔B〕。但し、この時の「内閣上奏書」〔B〕には「但、社格ヲ」以下が無かつたものと思われる。これは、「三条実美意見書」〔D〕を受けての変更と考えられる。したがって、〔B〕における「但、社格ヲ」以下の部分は、十一月の「三条実美意見書」提出以降に、書き加えられたものか、あるいは、その部分を追加して浄書する際に日付を三月二十六日のままにしたものと思われる。

この再度の上申に対して、三条を擁する宮内省が異議を唱え、天皇への上奏案を起草した〔M〕（但し、この案が実際に上奏されたかどうかは明らかでない）。しかし、「神社改正之件」を全く否定することは不可能であると判断したと見え、その内容は妥協的なものとなっている。

他方、股野琢は内務大蔵案にも宮内省案にも反対し、自らの意見を三条に提出した〔L〕（この意見が書かれたのが、股野が内閣書記官の時か法制局参事官の時かは明らかでない）。

このような反対にあつて、「神社改正之件」は容易に上奏されなかつた。しかし、政府内部の意見は次第にその採用の方向に傾いていったようである。そうした状況があつたためであろう。十九年十一月、三条はいつそう妥協的な案を起草した〔D〕。

この提案の一部が採用されて、「神社改正之件」は十一月十九日に上奏され〔A〕、二十二日に裁可された〔B〕の書記官による書き込み部分）。なお、社格の変更は上奏の時点で見送られていた。社格変更の見送りと保存金支給期間の延長には、松方・山田顕義・山県・西郷従道の賛成があつた（〔B〕の付箋部分）。

また、〔G〕によつて、当時神職世襲復活の議論があつたことが知られる。しかし、誰の意見なのかは特定できなかった。

なお、裁可後の実施状況については、本稿の冒頭で紹介した諸論文を参照して戴きたい。

#### 〈意義〉

最後に「神社改正之件」の意義について翻刻者の考えを述べることにする。

（一）明治の神社行政を自己完結的に捉えるのではなく、その他の国家目標との関連・対抗の観点から分析することの必要。

従来の神社行政に対する研究の多くは、近代天皇制国家の正当化という観点からの分析を主としていた。そして、ここを本来の領域とし、そこで立ち現れてくる事柄は全て、その目的を達成する上での変化・挫折・発展等々として捉えられて来た。しかし、「神社改正之件」の提出やそれに対する議論を見る限り、天皇制を正当化するために如何に神社を利用するかという視点は希薄である。いや皆無といつてもいい。むしろ、当時の一大目標であつた財政再建を神社行政においても如何に貫徹していくのかという視点に貫かれている。そのために、神社費の総額を変更しないことを大前提に、神社の実情を無視した保存金の額と支給期限が提示された。また、明治十五年に政府が神社に対する公権解釈として採用した「神社非宗教論」も無視され、神社の存亡が人民の信仰に委ねようとなされた。しかも、神職の自主的な努力による神社の自立の主張は、官国幣社の置かれている状況を無視した議論であつた。長く経済的寄り所となつて来た社領は既に上知されており、新たな寄り所となるべき布教も神葬祭も明治十五年に禁止されていたのである。国会開設を前に神社に最低限の保障を与えようとする意見さえ、「神社改正之件」提出当初に主張されたものではなく、反対者に対する説得の手段として唱えられたのではないかとの感を免れない。こうしてみると、それ以前の神社行政、例えば、「神社改正之件」の採否をめぐる議論の中で取り上げられている「社領の上知」、その代償としての「官国幣社に対する官給」、「社格の設定」等という事柄に対する評価も、当時の国家的課題との関連から再検討される必要があるように思われる。

（二）「国家神道」という用語の使用についての再検討の必要。

従来の研究では帝国憲法や教育勅語の成立を以て「国家神道」の一応の確立と見る見解が一般的であつた（もっとも、その時期を日清・日露戦争の後に設定する見解もあるが、中島「前掲論文」参照）。ところが、憲法制定・国会開設を前提とした官制改革の一環として提示された「神社改正之件」が示している構想は、「国家神道」などという用語から連想される巨大強大なイメージとは程遠いものである。官国幣社から（あらゆる面において国家支援を受ける行政官衙に類似した）「官社」の地位を剝奪し、わずかに幾つかの祭祀の際に国家の班幣に預かるにすぎない「官幣社」という名目的な存在へと切り替えるというのがその基本構想であつた。したがつて、「官社」の地位を保つものは、内務大蔵の構想では僅かに神宮一社（宮内省の見解でも神宮とその他の二十六社）にすぎない。このような体制は果たして「国家

「神道」と呼ぶにふさわしいものであろうか。このような体制を土台とした帝国憲法・教育勅語の成立を以て「国家神道」の確立などというるものであろうか。「国家神道」というのはこの程度の体制を表現する用語だったのだらうか。「国家神道」体制の確立を日清・日露戦争以後に延長する見解にしても、憲法制定者の意図との関係を再検討する必要があろう。

\*追記 翻刻にあたっては、国立公文書館ならびに国立国会図書館逐次刊行物部複写課の許可をいただいた。また國學院大學助教授阪本是丸氏から多くの御教授を賜った。なお、本稿は日本私学振興財団学術研究振興資金より援助を受けた研究の成果の一部である。